

## 簿価の切り下げにみられる評価と配分

—要約、含意、および展望—

米 山 正 樹

最後に、一連の論攷をここで要約しておきたい。個別的・派生的な論点は捨象し、全体の流れや中心的なメッセージを際立たせるよう努めることとする。前稿までの構成に固執していないのもそのためである。

### (1) 研究の動機・基本的な対象領域・およびスタンス

まずは研究対象が何であり、どういう視点から分析を試みたのか、それらの問題に論及する。

一連の論攷が一貫して関心を寄せてきたのは、継続保有中のストックをめぐる評価の切り下げである。なかでも証券化されていない長期金銭債権や事業用の資産など、通常は「期間配分」の手続により投資の成果がとらえられることになっており、ほんらいなら評価損失に馴染まないはずのストックをめぐる切り下げに注目してきた。そういう問題を重視したのは、もともと必ずしも不可欠とはいきれない「切り下げ」の計算手続が、しばしば当然とみなされ、その必要性について議論が尽くされてきたとは思えないからである。

債権の不良化や事業用資産に関わる経済環境の悪化を、評価損失という形でただちに期間損益に反映させるべきという理解は、典型的には、前稿までに言及した「簿価は少なくとも回収可能なものであるべき」という表現にみられる（FASB [1995], para.65）。それは「財務報告に関わる基礎的な前提」であり、疑う余地もないというのである。「期間配分」の考えかたに支えられた実務のなかに、「簿価の回収可能性」にひきつけた解釈も可能な切り下げの手続を見出すことができるのはたしかである。そのかぎりにおいて「簿価は回収可能であるべきもの」という理解も誤った事実認識とはいえない。

しかし「簿価の回収可能性」に着目した切り下げは、逆にいえば、慣習規範にしか支えられていないものということもできる。現行の利益計算を支える基本理念と整合的な実務が引き継がれてきたといきれぬのならともかく、実務にはしばしば非整合的な側面がみられる以上、単に慣習として受け継がれてきたというだけで、それを受け入れるわけにはいかない。そこでは、ある決められたタイミングにおける特定の属性値への切り下げが、「基本理念」とどう対応しているのかを確かめる作業が必要といえる。一連の論攷が一貫して注目しているのは、まさしくこの問題である。一連の論攷はそれゆえ「そもそも、なぜ評価を切り下げなければならないのか」という思弁的なものとなる。

ここで述べたとおり、一連の論攷における研究対象は継続保有しているストックの切り下げであり、そういう計算手続の必要性をもっぱら内的整合性の観点から説き明かすのが、研究の基本的なスタンスといえる。そうなると、次に問題となるのは、現行の利益計算を支える基本理念をどこに（あるいは何に）求めるのかである。現行ルールの特徴は、着眼点のいかに応じて、さ

さまざまな形でとりまとめることができる。どういう側面に着目するのかは研究スタイルに関わる選択の問題といえるが、ここでは可能なかぎり強い価値判断を避け、広く受け入れられるような特徴づけを心がけた。もちろん、単に受容可能というだけでは、そこから意味のあるインプリケーションを引き出せる保証はない。受け入れ可能なと同時に、生産的な議論への拡がり期待できるような特徴づけにも努めた<sup>1</sup>。

その結果、一連の論攷では、「投資のねらい」のいかんで、事前の期待が実現したかどうかを確かめるための事実も違ってくるところに着目することとした。市場価格の有利な変動を期待して着手した投資プロジェクトであれば、期待どおりの成果が得られたかどうかは実際の市場価格に着目して確かめるしかない。これに対し、市場の評価を超えるようなキャッシュフローをねらって始めた投資については、そういう期待が実現したかどうかは市場価格の変動では測れない。むしろ市場平均を超えるだけのキャッシュフローが実際に流入したとき、その事実に着目することで、成果の実現が図られたかどうかを判断するのも可能となってくる。

実際、取得原価主義や実現基準により投資の成果を捕捉するのが原則とされる一方で、一部の金融商品については継続的な時価評価が認められ、あるいは強制されているのが現状といえる。このほかにも、長期金銭債権には利息法と呼ばれる特殊な期間配分の手続が認められている。多様な測定基準の存在は、成果の実現を図るための手段の違いに対応しており、さらに元を糺せば、投資に寄せられた期待の多様性を示唆するものと考えられる。いま論及したように、「投資のねらい」に応じて「あるべき」測定操作が決められるという発想は、実際に観察される事象との対応関係が不明確な「机上の空論」ではない。現実の実務のなかにそういう発想を見出すこともできるのである。

## (2) 「投資のねらい」に着目して確かめられたこと

では、事後的な業績評価は「投資のねらい」に適うようなものであるべきという視点に立つ場合、継続保有中のストック（なかでも長期金銭債権）をめぐる評価の切り下げについて、はたしてどのようなインプリケーションが引き出されるのであろうか。

思い起こしてみれば、通常「投資のねらい」に関心が寄せられるのは、新たな投資に着手する時点といえる。いかなる期間配分の手続により投資の成果をとらえるべきか、業績評価のフレームワークを設定するときにこそ、「どのような成果を期待した投資なのか」が意味を持つのである。とすれば、継続保有中のストックについて評価損失を計上すべきかどうかは、一見したところ、「投資のねらい」とは直結しない問題のようにみえる。財の保有目的はそれを取得した時点で決定済みとなっており、以降はその目的を達成するために努力を費やすだけというのが一般的と考えられるからである。

しかし実際には投資をめぐる経済環境の変化により、投資の途中で旧来の「ねらい」が意味を失うこともありうる。「財の継続保有」という事実は、「ねらい」が不変ということと必ずしも一対一に対応しているわけではない。問題の財に関する「最善の選択」が転用や転売へと変化する場合は、それらが新たな「ねらい」となり、旧来の「ねらい」と置き換わることとなる<sup>2</sup>。そのような「ねらい」の変化は、業績評価のありかたに何らかの影響を及ぼすのであろうか。

先に述べたとおり、ここでは現行の利益計算のなかに、「投資のねらい」に適うような形で成果をとらえようとする発想を見出している。「ねらい」に応じて「あるべき」測定操作が決まる

のであれば、その変化は当然、業績評価のしくみにも影響を及ぼすはずである。より具体的には、新たな「ねらい」にそくしたやりかたで投資の成果を捕捉するため、業績評価のフレームワークを設定し直す必要が生じてくる。投資に寄せてきた期待が実現したかどうかを確かめるための事実は「ねらい」の違いに応じて変わり、それと連動して、業績測定のあるかたにも修正が迫られるからである。

では、継続保有中の財について「投資のねらい」が変化したとき、具体的にどのような形で投資の成果をとらえ直すことになるのであろうか。この問題を論じる際に参考とすべきは、通常の新規投資で何が業績測定の基礎となっているのかであろう。というのも、継続保有中の財に生じた「ねらい」の変化は、これまで実行してきた投資の中断と再投資を引き起こすと考えられるからである。

よく知られているとおり、通常の新規投資においては、投資に着手した時点の資本財価格（市場価格）をもとに業績を評価することになっている。資本財価格を超えるようなキャッシュフローで期間利益の大きさが決められるわけであり、資本財価格はその意味で「維持すべき資本」と意義づけられるのである。それとの整合性を図るのであれば、継続保有中の財について「投資のねらい」が変化したときは、「ねらい」の変化が生じた時点の市場価格へと簿価を修正する必要が生じてくる。計画的・規則的な期間配分とは異質な計算手続による評価損益の計上が、そこで求められるのである。

「投資のねらい」（の変化）に注目したこれまでの推察により、もともとストックそれ自体の価値に着目した測定操作にはなじまないはずの「期間配分」を原則とする場合であっても、例外的な計算手続を必要とするケースが示唆された。それがまさしく、「投資のねらい」の変化にもとづく市場価格への簿価修正である。「ねらい」に応じて「あるべき」測定操作が決まるのであれば、旧来いかなる計算手続が採られていようとも、「投資のねらい」の変化を機に成果をとらえ直すような操作が必要となってくる。その意味で、これは決して「期間配分」の基本理念に反するような計算手続ではない。むしろ「ねらい」に適うような業績評価を行うために不可欠の手続といえるのである。

以上、継続保有しているストックについて、どのようなケースでいかなる簿価修正が必要となるのか、これまでは努めて一般的に論じてきた。では、これまでの推論から不良債権の切り下げについて、具体的にどのようなインプリケーションが導かれてくるのであろうか。不良債権の簿価を切り下げるのは、継続保有している金銭債権に生じた資金回収の困難をきっかけとして、評価損失を計上する手続といえる。これまでの議論により、「投資のねらい」が変化した場合は継続保有しているストックの簿価を修正すべきとされている。そうなると、返済が滞った金銭債権のうち、減損を機に「ねらい」が変化したものについては市場価格への簿価修正が求められることとなる。

つまり、「投資のねらい」に着目した議論の、不良債権の処理をめぐる伝統的な考えかたに対する第一のインプリケーションは、減損の態様いかに簿価修正の必要性が導かれてくる場合と、必ずしもそうとはいえない場合とが分かれることに求められる。従来は不良化の生じた原因が詳細に吟味されることはなく、回収可能なキャッシュフローの低下は、原因のいかんにかかわらず、簿価の切り下げを引き起こすという見方も有力であった。しかし「ねらい」に応じて「あるべき」測定操作が決まるとすれば、いかなる理由で資金の回収に困難が生じたのか（あるいは返済が滞った結果、どのような資金回収の途が最善といえるようになったのか）が重要となって

くる。その点を確認できないことには、不良債権の処理は決められないといえるのである。

伝統的な考えかたに対する第二のインプリケーションは、少なくとも「投資のねらい」の変化を契機とするかぎり、切り下げ後の属性値としては市場価格以外をとりえないというものである。伝統的には、「簿価は回収可能なものであるべき」という主張が唱えられ、切り下げ後は「回収可能額」といいうる属性値での評価が求められてきた。しかし、そこでいう「回収可能額」とは何か、資金回収の手段としてどのようなものが想起されているのか、そういう問題が厳密に論じられることはなかったといっても過言ではない。いわば切り下げ後の属性値は曖昧なまま、未解決の問題として取り扱われてきたのである。この点、市場価格への切り下げが求められるケースを明記した一連の論攷とは対照的といえる。

続いては、減損の生じた事業用資産の切り下げに話題を転じる。継続保有中のストックに必要な簿価修正を一般的に論じてきたところから、この問題について具体的にどういうインプリケーションが導かれてくるのであろうか。先にも簡単に言及したとおり、「投資のねらい」が変化したときに業績測定の基礎を改め、新たな「ねらい」に適うような形で投資の成果をとらえ直すのは、なにも金銭債権だけに求められる手続とはいえない。通常の新規投資を準拠枠として業績評価の基礎を揃えるのは、利益概念の首尾一貫性を保つため、あらゆるケースで必要なものといえる。つまり事業用の資産に減損が生じた場合も、不良債権の場合と同様、市場価格への簿価修正が求められることとなる。これも本稿から導かれてきたインプリケーションのひとつといえる。この問題をめぐって錯綜している議論を相対化するための「ものさし」を、ここで得ることができたといえそうである<sup>3</sup>。

### (3) 「ねらい」の変化なき切り下げをめぐる解釈

「投資のねらい」に着目した議論のインプリケーションは以上のとおりであるが、実は実務のなかに、ここで引き出された結論とは必ずしも首尾一貫しない部分も少なからず見受けられる。「ねらい」の変化が認められないにもかかわらず、継続保有している財の評価を切り下げるようなケースがみられるのである。

#### ①不良債権と「見積み」の修正

そのうちのひとつは、返済の滞った金銭債権に関するものである。例えば不良債権を取り扱っている米国の基準書（FASB [1993]）は、資金の返済に困難が生じた原因のいかんにかかわらず、原則として、減少した将来キャッシュフローを「当初の実効金利」と呼ばれる割引率で引き直した現在価値まで、評価を切り下げよう求めている。市場価格への簿価修正も認められているが、そこではあくまでも例外規定にとどまっている。さらにいうなら、切り下げの契機となる事象として例示列挙されているものをみるかぎり、切り下げが必要なケースとして、米国の基準書が、減損を機に「投資のねらい」が変化する場合だけを視野に収めているとは思えない。切り下げのタイミングおよび評価損失の大きさ、いずれに着目しても、「投資のねらい」の変化を重視する考えかたは見出せないのである。

とすれば、ここで採り上げた米国の基準書は「投資のねらい」に変化が認められない場合についても、簿価の切り下げを要求していることになる。このような処理が求められる理由は、金銭債権の「財としての特性」と関わっている。減損が生じるまでの金銭債権は、多くの場合、確実

で、しかも特定のストックに跡づけるのが可能な将来キャッシュフローを高い精度で事前に見積もることができる。そういうキャッシュフローが期待されているのを受け、正常な金銭債権については、「利息法」と呼ばれる期間配分の手続が採られることも多い。これは未回収のキャッシュフローをあらかじめ見込んで計算した実効金利をもとに、利息収益を各期に配分する方法である。事前に期待したとおりのキャッシュフローが実現すれば、毎期のストック期首残高に対し一定比率の利息収益が計上されることとなる。

ここで述べたような特性は、たとえ資金の返済に困難が生じたとしても、ただちに損なわれるものではない。資金の回収に生じた困難が軽微なものにとどまるかぎり、減損以降もなお、事実上確実なキャッシュフローを期待でき、しかも保有者みずからその実現を図るのが最善の選択であり続けるケース、つまり「投資のねらい」に変化がみられない場合も十分ありえよう。そういう場合は、利息法の継続適用を与件としたうえで将来キャッシュフローの見積もりを修正するのが技術的に可能であるし、またそういう形で減損の事実を期間損益に反映させるやりかたこそ、「投資のねらい」に適うものといえる。減損の発生にもかかわらず以前と同様のやりかたで資金の回収が図られる以上、そこには「ねらい」の継続性を見出すことができ、その「継続性」は、業績評価の基本的な枠組みに修正を施さなければ具体的な測定操作に反映されるのである。

以上を要約すれば、金銭債権にかぎって「投資のねらい」の変化なき切り下げが意味を持つのは、未回収のキャッシュフローを織り込んだ業績測定が技術的に可能であり、「投資のねらい」に適うものとして減損以前より行われているからといえる。そこで生じた「ねらい」の変化なき減損は、利息法の適用を与件として期間損益に反映させなければならない。つまり減損の発生後も引き続き、未回収のキャッシュフローをあらかじめ見込んだ業績評価のしくみを維持する必要は変わらない。「ねらい」が不変で継続している以上、測定操作のほうについても、技術的に可能なかぎり、何らかの形で旧来のしくみを踏襲すべきと考えられるからである。

そのための具体的な手段としては、将来キャッシュフローに関する「見積もりの修正」という形がとられることになる。回収可能なキャッシュフローの減少を将来にわたる実効金利の引き下げという形で反映させたり、実効金利を当初の水準に据え置いたまま、もっぱら簿価の切り下げという形で反映させるのが、「見積もりの修正」と呼ばれる方法の特徴である。このうち、米国の基準書第114号のような、簿価の切り下げを求める方法による場合、「ねらい」の変化なき減損も評価損失の計上に結びつくこととなる。

ここで述べたように、長期金銭債権について「ねらい」の変化がなくても評価損失が計上される理由は、具体的な測定操作は「投資のねらい」に適うようなものであるべきという主張から、ただちに導かれてくるものではない。しかし、金銭債権に固有といえる「財としての特性」に着目すれば、減損の発生にもかかわらず「投資のねらい」に変化が認められない場合に「見積もりの修正」という形で評価損失を計上するのも、意味のある測定操作といえることができる。そういう操作の必要性は、未回収のキャッシュフローをあらかじめ織り込んだ業績測定のしくみ（利息法）が、減損以前のみならずそれ以降も「投資のねらい」に適うものであり続けることと関わっているのである。

## ②事業用の資産と簿価の回収可能性

「投資のねらい」に変化が認められないにもかかわらず、継続保有している財の評価を切り下げるような測定操作は、もうひとつ、事業用資産の減損をめぐる英国や国際会計基準委員会の公

開草案にもみられる（ASB [1997], IASC [1997]）。これらの公開草案は、簿価が「回収可能額（継続利用から期待されるキャッシュフローの割引現在価値と処分価値のうち高いほう）」を超過してしまったとき、「過大な」簿価を「最善の努力を費やせば回収可能な額」、つまり前掲の「回収可能額」まで切り下げ、それにみあう評価損失を計上するよう求めている。

公開草案が要求しているこのような計算手続は、「投資のねらい」に着目した議論からは導かれそうにないものといえる。第一に、公開草案においては「回収可能額」がいかなる理由で下落したのか、より具体的には「ねらい」の変化にもとづくものかどうか問われていない。簿価が「回収可能額」とくらべて過大となったにもかかわらず、「投資のねらい」は変わりなく従来どおりということも十分ありえよう。そうなると公開草案の記述によれば、減損が生じてもおお「ねらい」に変化がみられない場合についても、評価損失の計上が求められてしまうのである。

第二に、減損が生じた事業用資産の評価を「回収可能額」まで切り下げるよう求められているのも、「投資のねらい」の変化を機に簿価修正の必要が生じてくるという主張とは整合しない測定操作といえる。「ねらい」の変化に着目する場合の評価替えは業績測定的基础を改めるためのものであり、そこでは一律、市場価格への修正が求められることとなる。これに対し、前掲の公開草案が要求しているのは、減損が生じたかどうかの判断にも用いた「回収可能額」への切り下げである。「回収可能額」は先述のとおり、利用価値と処分価値のうちいずれか高いほうと定義される。このうち処分価値のほうが高ければ、公開草案においても、修正を施されたストックは結果的に市場価格で評価されることになる。しかし利用価値のほうが高ければ、切り下げ後の簿価はその利用価値で決められることとなり、一般に市場価格を超過してしまうのである。

ここで述べたとおり、英国や国際会計基準委員会の公開草案は、減損の発生にもかかわらず「投資のねらい」に変化がみられない場合についても、評価の切り下げを求めている。このような測定操作は、金銭債権の場合と同様、投資をめぐる環境に基本的な変化がみられず、いわば減損の前後で投資が継続していることを反映したもので、そのかぎり「ねらい」に適うものといえるのであろうか。

思い起こしてみれば、金銭債権について「見積りの修正」という計算手続が意味を持ちえたのは、未回収のキャッシュフローをあらかじめ織り込んだ期間配分のしくみ（利息法）が、減損以前から採られているためであった。減損の発生にもかかわらず債権投資をめぐる基本的な枠組みに変化がみられない場合、つまり投資に「継続性」がみられるケースでは、その事実を何らかの形で業績評価のしくみに反映させる必要が生じてくる。そうなると金銭債権については、減損以降もいまだ期待の次元にとどまるキャッシュフローを「先取り」した期間配分のしくみ、より具体的には利息法を踏襲するような測定操作が求められることとなる。それがまさしく「見積りの修正」と呼ばれる計算手続であった。

これに対し、事業用の資産については減損以前から減価償却の手続がとられている。これは将来キャッシュフローの直接的な見積りにもとづくかどうかという点で、前掲の利息法とは対照的な期間配分のしくみといえる。キャッシュフローの見積りが困難であればこそ、キャッシュフローの大きさそれ自体ではなく、その発生が見込まれる期間のほうに着目し、計画的・規則的な費用配分が行われているわけである。

このとおり、事業用の資産については将来のキャッシュフローを事前に織り込むような測定操作がもとより行われていない以上、「投資のねらい」が不変で、業績評価に関わる基本的なフレームワークを踏襲するようなケースでは、減損以前と同様、不確実なキャッシュフローの見積も

りによらない計算手続が求められることとなる。それは要するに、キャッシュフローの減少が期待の次元にとどまるかぎり、計画的・規則的な期間配分を継続すべきことを意味しよう<sup>4</sup>。金銭債権とは異なり、「見積もりの修正」のような計算手続は必要とされないのである。

そうなると、英国や国際会計基準委員会の公開草案がなぜ「投資のねらい」の変化なき切り下げを求めているのか、説明するのは難しい。公開草案が要求する計算手続を意義づけようとするれば、さしあたり、ストック評価額の経験的な意味を重視する立場によるしかない。簿価は常に「最善の努力を費やせば回収可能な額」の範囲に収めるべきであり、もともとストックの評価額それ自体には十分な関心が寄せられていない「期間配分」の手続による場合であっても、その点に違いはない。「回収可能額」を超えてしまうような未償却残高は過大であり、それはただちに「回収可能」という経験的な解釈の与えられる大きさへと修正する必要がある。こういう視点からすれば、公開草案が要求する計算手続は不可欠なものと意義づけられるようになる。

もっとも、これはあくまでも「さしあたっての解釈」に過ぎない。直前に言及した考えかたは「投資のねらい」を重視するものとは、基本的に相容れない関係にある。両者の根本的な矛盾を解消するような論拠が見出されたわけではない。実際、簿価の経験的な解釈を重視しようとするれば、利益をめぐる基本概念に首尾一貫した解釈が与えられなくなってしまう。利用価値までしか切り下げなかった簿価をもとに、減損以降の成果をとらえようとするれば、通常は期間損益に含まれるはずの「実現した『のれん』」が業績評価の対象から外れてしまう。保有主体に固有のノウハウや営業努力を補償するような利潤が、期間損益には現れなくなるのである。期間利益のように重要な基礎概念をめぐる首尾一貫性を損なってまで、ストックの簿価それ自体の経験的な解釈になぜ固執しなければならないのか、いまのところ明確な論拠は見出せない。

### ③伝統的な議論に対するインプリケーション

ここで述べたとおり、「ねらい」の変化なき切り下げが行われているふたつのケースは、簿価修正の必然性をめぐり明確に二分されることとなる。

まず金銭債権に関する「見積もりの修正」のほうについては、「投資のねらい」に着目した議論と必ずしも矛盾しない形で、「ねらい」の変化なき切り下げの必要性を説明できる。そういう場合に要求される切り下げの手続は、「ねらい」に変化がみられる場合とは異なり、「期間配分」のロジックに支えられたものといえる。そこでは、減損以降の各期にどういう形で利息収益を配分すべきかという観点から評価損失の大きさが決まり、ストックの評価額は「従属的に」導かれてくることとなる。減損にもかかわらず、依然として「期間配分」のロジックが意味を持ち続ける以上、そこで引き下げられた簿価は、旧来の仮定や見積もりを何らかの形で継承したものとなる。

とすれば、市場価格への簿価修正は、このようなケースには適わない手続といえる。市場価格は、将来キャッシュフローやそれを現在価値に引き直すための割引率など、すべてにわたり測定時点における最新の見積もりにもとづいているからである。「ねらい」の変化がなくても評価を切り下げる余地があること自体は、伝統的に論じられているとおりのことである。しかし伝統的な議論では、具体的な切り下げ額の大きさについて、多様な属性値と結びつきうる「回収可能額」まで評価を引き下げよう求めているに過ぎない。これに対し本稿によれば、「ねらい」に変化が生じない場合は「期間配分」のロジックから導かれてくるような額への切り下げしか認められないこととなる。「配分」のロジックに適わない属性値の典型例が市場価格なのである。以上が伝

統的な議論に対する一連の論攷のインプリケーションである。

続いては、「簿価の回収可能性」に疑義の生じた事業用資産の切り下げである。一連の論攷によれば、こういうケースの切り下げは「投資のねらい」にひきつけた解釈がきわめて難しい。というのも、事業用資産については、もともと、将来キャッシュフローとの直接的な関係が希薄な減価償却の手続が採られているからである。「ねらい」が変化せず、減損の前後で事業投資をめぐる環境に基本的な変化がみられないのであれば、減損以降もそれ以前と同様、未回収のキャッシュフローをあらかじめ織り込むような測定操作はそもそもとりえないし、またとるべきでもない。とすれば、ほんらいは、たとえ減損が生じたとしても、不確実な将来キャッシュフローの見積もりにもとづき簿価を修正するような手続が求められることはない。

にもかかわらず、英国や国際会計基準委員会の公開草案においては、先述のとおり、「投資のねらい」に変化が認められない場合であっても、減損の生じた事業用資産の簿価をただちに切り下げよう求められている。そういう切り下げが必要とは考えられてない本稿とは、この点で対照的といえる。一連の論攷によれば、減損の前後で投資が基本的に継続している以上、ほんらいは当初の計画どおりの償却計算を続けるべきとも考えられ、切り下げはむしろ積極的に禁じるべきとさえいえそうである。以上が「公開草案」に対する一連の論攷のインプリケーションといえる。

#### (4) 残された課題

##### ①企業会計で捕捉すべき「ねらい」の変化

ここで述べたきたように、具体的な測定操作は「投資のねらい」に適うようなものであるべきという視点に立つことにより、継続保有中の財について評価を切り下げるべき状況や具体的な切り下げ額について、さまざまなインプリケーションが得られる。その一方、こういう着眼点や議論の組み立てかたには、未解決の問題も少なからず残されている。そのうちのひとつは、業績評価のありかたに影響を及ぼすような「投資のねらい」の変化と、そうとはいえない変化とを、具体的にどう区分するのかというものである。

この問題がとりわけ顕在化してくるのは、代替的な用途を数多く想定できる事業用資産の場合といえる。事業用資産を利用している主体は、さまざまな代替的用途のなかから最善のものを選択するよう、日々意思決定が迫られている。そこでいう「代替案同士の比較・選択」は、製造ラインの改変や事業部門の新設・撤退というような大がかりなものから、業務的な意思決定の次元にとどまるものまでさまざまといえる。このうち営業活動の根幹に関わるような「ねらい」の変化が業績評価のありかたに影響を及ぼすのは、直観的にも明らかなことといえる。そうなると問題は、どれだけ小規模な「投資のねらい」の変化まで、業績測定フレームワークに影響を及ぼすものとするのかである<sup>5</sup>。

残念ながらこの問題については、いまのところ解決のためのいとぐちさえ見出せない状況にある。しかし思弁的な次元にとどまる議論を現実の測定操作と結びつけるためには、いかなる「ねらい」の変化を期間損益に反映させるべきなのか、もう少し具体的なメルクマールが不可欠といえる。この問題については、今後いっそうの検討が必要といえる。



## ②「切り上げ」の形をとる簿価修正

「投資のねらい」に着目する一連の論攷で解決できなかったもうひとつの問題は、「ねらい」の変化に伴う簿価修正が「切り下げ」ではなく、「切り上げ」という形をとる場合をどう考えるべきかである。これまで繰り返してきたとおり、「投資のねらい」が変化したかどうかは、現在の用途と代替的な用途の収益性を比較して判断されるものである。そういう判断基準と市場価格の騰落との間に、直接的な結びつきは見出せない。つまり「ねらい」の変化を契機とする市場価格への簿価修正は、少なくとも理念上は、「切り下げ」のみならず「切り上げ」となることもありうるのである。

例えば、現在保有している事業用の資産について、いっそう魅力的な投資機会が見出された場合を想起する。この代替的な投資案は、市場の評価も高いものとする<sup>6</sup>。このとき、保有主体にとって最善の選択は事業用資産の転用となり、そこには「投資のねらい」の変化が認められることとなる。そうなると市場価格への簿価修正が必要となるが、先に仮定を設けたとおり、問題の代替的な投資案が市場でも高く評価されているのであれば、市場価格への修正は「切り上げ」という形をとる可能性が強い。

ところが実際には、継続保有中の財に関する簿価修正の必要は、「切り下げ」についてしか主張されない。「切り上げ」と「切り下げ」とが非対称的に取り扱われている事態は、具体的な業績測定は「投資のねらい」に適うものであるべきという一連の論攷のスタンスに、本質的な疑問を投げかけるものといえる。「投資のねらい」に着目した議論から、「切り上げ」という測定操作がとられない現状を矛盾なく説明できるかどうか、今後も検討を重ねていく必要がある。

## ③減損に伴う評価損失と臨時償却の手続

一連の論攷では解き明かすことのできなかった問題としては、さらにもうひとつ、減損と臨時償却との関係を指摘することができる。

臨時償却の手続と、減損にもとづく切り下げとの表面的な違いは明らかといえる。臨時償却のほうは、耐用年数に関する見積り修正などを契機とするものであり、そこでは将来キャッシュフローと間接的な関わりしか持たない残存耐用年数に、主たる関心が寄せられている。これに対し、減損は、事業用の資産から期待されるキャッシュフローの減少、つまり「回収可能額」の減少や「投資のねらい」の変化がひきがねとなって認識されるものである。減損をどう意義づけるにせよ、それが生じたかどうかの判断には、将来キャッシュフローの見積りもが直接関わってくる。その点に着目すれば、臨時償却と減損とは明らかに異質なものである。

ふたつのコンセプトは異質で相互排他的という理解は、米国の基準書をはじめとする各国のルールにもみられるものといえる。米国の基準書はその点を明記しているし（FASB [1995], para. 6, footnote 1）、英国などの公開草案についても、両者は相互排他的という立場から首尾一貫した解釈を与えることができる。

とはいえ、両者は異質なものという見方が必然かどうかとなると話は違ってくる。考えてみれば、現時点においては簿価の回収可能性には疑義が生じていないにもかかわらず、資金の回収を急がなければならないケース（つまり耐用年数の短縮が求められるケース）の典型例とは、現在の償却計算を続けるかぎり、遅からず簿価の回収可能性が損なわれるものと見込まれる場合であろう。つまり先のとらえかたによる臨時償却の手続は、簿価の回収可能性に疑義が生ずるのを未然に防ぐため、投下資金の回収を急ぎ、簿価を早期に切り下げるために行われるものとみること

もできる。こう考えると、臨時償却と減損とは決して相互に独立した手続とはいいきれない。見方によっては、臨時償却のほうも事業用資産から見込まれる将来キャッシュフローに着目した簿価修正ととらえることができ、減損と等質的な側面を有しているともいえそうである。

このとおり、臨時償却と減損とが相互排他的というのは、両者の関係をめぐる解釈のひとつに過ぎない。このほかにもさまざまな解釈の存在が予想される。この問題についても、さらなる検討が必要といえる。

---

### [注]

- 1 以上を言い換えるなら、現行ルールの特徴として多くの合意を得られそうなもののうち、不良債権の処理を論じるときには従来必ずしも十分な関心が寄せられてこなかったものを採り上げ、そこからどのようなインプリケーションを引き出しうるのかを議論するのが、一連の論攷の基本的なスタンスといえる。現実を超越したところに推論の「よりどころ」を求めるのではなく、現行ルールを支える基本理念でありながら、何らかの理由で注目されてこなかったものに着目してみようというのである。
- 2 「投資のねらい」が変化し、現在実行中の投資プロジェクトより代替的な投資案のほうからいっそう高い収益性が見込まれるようになると、通常は、いま保有している財を処分し、新たな投資に適うような財を買い揃える必要が生じてくる。プロジェクト毎に必要な財の組み合わせは異なると考えられるからである。つまり「ねらい」の変化は一般にキャッシュフローを伴うため、キャッシュフローの存在は「ねらい」の変化が生じたというために必要な条件であるかのような誤解を受けがちである。しかし実際には、それは必ずしも不可欠なものとはいいきれない。代替的な投資案で求められる財が、現在実行中のプロジェクトに必要な財と「偶然」一致する場合は、「ねらい」が変化しても「財の組み替え」が要求されないからである。
- 3 詳細については、一連の論攷に属する「不良債権をめぐる米国のルール」「事業用資産の減損(1)」「事業用資産の減損(2)」を参照。「投資のねらい」に着目した議論は、さまざまな基準書や公開草案の記述を分析し相対化するうえで有益なツールを提供するものと考えられる。
- 4 もちろん、将来キャッシュフローが減少した結果、耐用年数が短縮され、それをもとに臨時償却費が計上されることはありうる。しかし減損による簿価の切り下げと臨時償却の手続とは、互いに異質な測定操作とみなされることが多い。
- 5 もちろん、不良債権の場合についても同様の問題が残されている。証券化のうえ譲渡する予定となった不良債権や、貸し手みずから借り手の経営を支配するようになった不良債権については、「ねらい」の変化が明らかといえる。しかしそれ以外のケースについては、変化の有無を明確に区分するためのメルクマールはいまだ見出されていない。
- 6 その資産に関する保有主体の主観的な評価は、市場の評価を超えているものとする。

### [参考文献]

- ASB [1997], Accounting Standards Board, Financial Reporting Exposure Draft No.15: *Impairment of Fixed Assets and Goodwill*, June 1997.
- FASB [1993], Statement of Financial Accounting Standards No.114: *Accounting by*

薄価の切り下げにみられる評価と配分（米山）

*Creditors for Impairment of a Loan.*

FASB [1995], Statement of Financial Accounting Standards No.121: *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed of*

IASC [1997], International Accounting Standards Committee, Exposure Draft No.55: *Impairment of Assets*, May 1997.